令和７年度版

自　己　点　検　シ　ー　ト

（人員・設備・運営編）

介　護　老　人　福　祉　施　設
（介護予防）短期入所生活介護

～ 令和７年４月版 ～

施　設　名：

年　月　日：令和　　年　　月　　日

担　当　者：

※　介護報酬の解釈の頁は、**令和６年４月**版となっています。

根拠となる法令・通知等	根拠の記載	初出頁
（指定介護老人福祉施設）		
・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）	39号省令	Ⅱ 821
・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日厚生省老人保健福祉局企画課長通知））	43号通知	Ⅱ 821
・指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第21号）	21号告示	Ⅰ 870
・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	40号通知	Ⅰ 871 短期 Ⅰ 130
・厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）	268号告示	Ⅱ1357 Ⅱ 882
・厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正等について（平成12年11月21日老振第77号・老健第123号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知）	77･123号通知	Ⅱ 879
・指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成26年12月12日老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）	1212第1号通知	Ⅱ 885
・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）	46号省令	Ⅱ 885
・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）	214号通知	
・介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第63号）	施設条例	
・介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等について（令和3年4月1日付け指第48号）	県施設通知	
（指定短期入所生活介護）		
・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)	37号省令	Ⅱ 231
・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	25号通知	Ⅱ 231
・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）	19号告示	Ⅰ 130
・介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号）	居宅条例	
・介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について（令和3年4月1日付け指第47号）	県居宅等通知	
（指定介護予防短期入所生活介護）		
・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）	35号省令	Ⅱ1194
・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）	127号告示	Ⅰ1106
・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）	0317001号通知	Ⅰ1108
・介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第65号）	予防条例	
（共通）		
・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	法律	
・介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）	規則	
・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）	94号告示	Ⅲ 575
・厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）	95号告示	Ⅲ 589
・厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）	96号告示	Ⅲ 665
・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）	27号告示	Ⅲ 728
・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)	29号告示	Ⅲ 729
・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）	419号告示	Ⅱ1317
・厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号）	123号告示	Ⅱ1319
・介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第413号）	413号告示	Ⅲ 982
・介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第414号）	414号告示	Ⅲ 984
・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	54号通知	Ⅱ1321
・介護保険施設等における日常生活費等の受領について(平成12年11月16日老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知)	75･122号通知	Ⅱ1325
・指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）	8号通知	
・介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知）	18号通知	Ⅱ省略

【発出頁】　Ⅰ　：介護報酬の解釈１　単位数表編　令和6年4月版
Ⅱ　：介護報酬の解釈２　指定基準編　令和6年4月版
Ⅲ　：介護報酬の解釈３　Ｑ＆Ａ・法令編　令和6年4月版

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
凡例 ・特養・短期共通事項　ゴシック体 特養のみの事項　ゴシック体 短期のみの事項　明朝体 ・短期の場合は、「入所者」を「利用者」に読み替える。 予防の場合は、「要介護者」を「要支援者」に読み替える。 ・一部ユニット型施設・事業所については、従来型、ユニット型の各自己点検シートにより該当部分の点検を行うこと ・一部ユニット型施設・事業所に係るその他取扱いについては、関連のＱ＆Ａ等（H23.8.22介護保険最新情報vol230、H23.9.30介護保険最新情報vol238、H24.3.30介護保険最新情報vol273問43等）を参照すること。 ・「根拠・確認書類」に【条例独自基準】とある事項は、国の基準とは異なる県独自の基準			根拠条項 特養　明朝体 短期　明朝体
第１　基本方針			
・事業運営の方針は次の基本方針に沿ったものとなっているか。			【Ⅱ231,823～824,1132】 ・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
《基本方針》【施設条例 2条】 (1)　指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとなっているか。	適	否	
(2)　指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。	適	否	
(3)　指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適	否	
(4)　指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	適	否	
(5)　指定介護老人福祉施設は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	適	否	
＜短期入所生活介護＞【居宅条例147条】 指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	適	否	
＜介護予防短期入所生活介護＞【予防条例129条】 指定介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。			
・運営規程、パンフレット、その他利用者に対する説明文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。	適	否	
第２　人員に関する基準			
【施設条例3条、居宅条例148条、予防条例130条】			【Ⅱ231～233,824～827,1132～1133】
１　医　師			
(1)　健康管理・療養上の指導を行うために必要数を配置しているか。(嘱託医でも可)	適	否	・運営規程 ・勤務表
２　生活相談員			・勤務表
(1)　入所者数100に対して又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。(短期入所生活介護は常勤換算方法)	適	否	・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類
(2)　常勤であるか。(1人以上：定員20人未満を除く。)	適	否	・入所者数がわかる書類
(3)　社会福祉主事の資格を有する者又は同等以上の能力を有すると認められる者か。 【46号省令5条2項、社会福祉法19条1項】	適	否	・養成機関修了証等 ・職員履歴書
３　介護職員又は看護職員			
(1)　常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数が増すごとに１以上配置しているか。	適	否	・勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類
(2)　看護職員の員数は常勤換算方法で次のとおりか。 入所者数 30以下　１以上 30超50以下　２以上 50超130以下　３以上 130超　３に「入所者数130を超えて50又はその端数を増すごとに」１を加えて得た数以上	適	否	
・看護職員のうち１人以上は常勤の者を配置しているか。	適	否	※常勤の看護職員が必須なのは特養のみ
(3)　介護職員又は看護職員のうち１人以上は常勤の者を配置しているか。 (定員20人未満である併設事業所を除く。)	適	否	
(4)　(介護予防)短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要と認めるときは、病院、診療所又は訪問看護ステーション（併設事業所にあっては特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保しているか。	適	否	
４　栄養士又は管理栄養士			
(1)　１以上配置しているか。 ただし、入所定員が40人を超えない施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該施設・事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かなくても差し支えない。	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
5　機能訓練指導員			
(1)　１人以上配置しているか。	適	否	・勤務表
(2)　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者であるか。 〔なお、機能訓練については、上記有資格者が行うことが基本であるが、入所者等の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。〕	適	否	・免許証等(写) 25号通知第3-8-1(4) 43号通知第2-3
6　介護支援専門員			
(1)　専らその職務に従事する常勤の者を１以上配置しているか。 入所者数が100又はその端数が増すごとに１を標準とする。 （増員分については、非常勤でも可）	適	否	・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類 ・職員名簿 ・専門員証等(写)
(2)　当該施設の常勤の介護支援専門員は、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。 ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。	適	否	
☆　指定短期入所生活介護事業併設等の場合 〔空床利用〕 (1)　従業者の員数は利用者を入所者としてみなした場合における、施設として必要な数以上となっているか。	適	否	37号省令121条2項
〔併設の場合〕 (1)　医師、栄養士、機能訓練指導員 ・併設本体施設に配置されている場合であって当該施設に支障がない場合は兼務可。	適	否	25号通知第3-8-1(1)
(2)　生活相談員、介護職員又は看護職員 ・施設と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる数となっているか。 〔看護職員数の算定については算定根拠となる入所者数等を施設と事業所のそれぞれについて区分して行う。〕	適	否	40号通知第2-2(3)③ 0317001号通知第2-7(3) 【Ⅰ339､1196】
第３　設備に関する基準　〔設備については全て現場確認〕 **【施設条例4条、居宅条例151条、予防条例132条】**			【Ⅱ233～236,827～830,1133～1135】
1　利用定員等 ・指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を２０人以上としているか。 〔ただし、基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホーム（空床型）の場合にあっては、この限りではない。 また、併設事業所の場合にあっては、利用定員が２０人未満でも差し支えない。〕	適	否	
2　居　室			
(共通)			
(1)　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されているか。	適	否	・平面図 ・運営規程
(2)　特別な居室を設ける場合は、当該居室数が定員数の概ね50%以下であり、かつ当該費用を運営規程に定めているか。	適	否	・指定申請、変更届(写) (2)は123号告示
(短期入所生活介護)			
(1)　併設型指定短期入所生活介護事業所として専用の居室を設けているか。	適	否	
(2)　４人以下であるか。ただし、サービス提供上必要と認められる場合は２人以下	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
(介護老人福祉施設)			
(1) １人以下であるか。ただし、サービス提供上必要と認められる場合は２人（当分の間４人）以下	適	否	【条例独自基準】施設条例附則11条
(経過措置)			
【条例施行の際（平成25年4月1日）に存する特別養護老人ホームの場合】(※条例施行後に増改築された部分を除く。)	適	否	
・ ４人以下であるか。	適	否	
【平成12年4月1日に存する特別養護老人ホームの場合】			
・ 原則として4人以下であるか。	適	否	
【平成12年4月1日に存する特別養護老人ホームの場合で児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年3月9日省令第12号）附則第4条第2項の適用を受ける場合】			
・ ８人以下であるか。	適	否	
・ 特別な居室があるか。	適	否	
(3) 入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上であるか。(経過措置あり)	適	否	
【平成12年4月1日に存する特別養護老人ホームの場合】			
・収納設備等を除き、4.95㎡以上であるか。	適	否	
(4) ブザー等（ナースコール）が設置されているか。(設置位置等は適切か。)	適	否	
・ブザー等（ナースコール)は使用できる状態になっているか。	適	否	
３　静養室			
・介護職員室又は看護職員室に近接しているか。	適	否	
４　浴　室			
(1)　要介護者が入浴するのに適したものであるか。 （浴室や脱衣場の転倒防止の配慮、手すりの設置、特別浴槽等）	適	否	県例示
５　洗面設備			
(1)　居室のある各階に設置されているか。	適	否	県例示
(2)　要介護者が使用するのに適したものになっているか。 （高さ、蛇口の構造や鏡の向き、手すり）	適	否	
６　便　所			
(1)　居室のある各階に設置されているか。	適	否	
・居室に近接しているか。	適	否	
(2)　ブザー等が設置されているか。	適	否	
・要介護者が使用するのに適したものになっているか。	適	否	
７　医務室			
(1)　医療法第７条第１項の規定に基づき県の許可を受けているか。	適	否	・診療所開設許可書
(2)　必要な医薬品、医療用具は整っているか。	適	否	・医薬品に関する台帳、備品に関する台帳
・必要に応じて臨床検査設備を設けているか。	適	否	
８　食堂及び機能訓練室			
(1)　それぞれ必要な広さを有しているか。	適	否	・備品に関する台帳
・合計面積が３㎡に入所（利用）定員を乗じた面積以上となっているか。	適	否	
(経過措置) 平成12年4月1日に現に存する特別養護老人ホームの建物については、当分の間適用しない。			
(2)　必要な備品を備えているか。 （食堂用のテーブル等、機能訓練用器具）	適	否	県例示

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
9　廊下幅			
(1)　1.8m以上、ただし、中廊下は2.7m以上となっているか。 ※　地域密着型介護老人福祉施設併設の（介護予防）短期入所生活介護の場合は、本体施設である地域密着型介護老人福祉施設に必要とされる廊下幅以上あればよい。	適	否	【条例独自項目】 居宅条例151条 県居宅等通知別紙 第二8(1) 予防条例133条 第三6(1)
10　消火設備			
(1)　消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。	適	否	
11 その他			
(1)　上記に掲げる設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供しているか。 （ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。）	適	否	
(2)【面積又は数の定めのない設備】			
・身体の不自由な入所者等が使うのに不自由のない広さを有しているか。	適	否	
・入所者等のため必要な数が設置されているか。	適	否	25号通知第3-8-2(5) 43号通知第3-1
第４　運営に関する基準			
1　内容及び手続の説明及び同意			【Ⅱ236,830～831,1135】
【施設条例5条、居宅条例152条、予防条例134条】			
(1)・重要事項を記した文書又は利用申込者等の承諾を得て電磁的方法により提供して説明しているか。 （旧措置入所者に対しても同様に説明しているか。）	適	否	〔説明・同意の方法手順等を確認〕 ・説明文書
・重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。 重要事項最低必要項目 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況 （実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	適	否	・入所(利用)申込書 ・同意に関する書類等 (1)③、④、同意書面、(2)は25号通知、43号通知 【条例独自項目】 県施設通知別紙１ 県居宅等通知別紙 第二1(1)〈準用〉 第三1(1)〈準用〉
・入所（利用）申込者の同意は、書面又は電磁的方法（相手方の承諾を得ている場合に限る。）によって得ているか。	適	否	
(2)　文書は、わかりやすいものとなっているか。	適	否	
2　提供拒否の禁止			【Ⅱ237,831～832】
【施設条例6条、居宅条例10条(準用)、予防条例51条の3(準用)】			
(1)・正当な理由なく提供を拒んでいないか。 正当な理由の例： ①入院治療の必要がある。 ②適切なサービスを提供することができない。 ③事業所現員から応じきれない。 ④居住地が通常の送迎地域外。	適	否	・入所(利用)申込書 ・入所(利用)申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料 (1)正当な理由の例は25号通知、43号通知
・要介護度や所得の多寡を理由に提供を拒んでいないか。	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
3　サービス提供困難時の対応 【施設条例7条、居宅条例11条(準用)、予防条例51条の4(準用)】 (1)　自ら便宜を供与することが困難な場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者、適切な病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院を紹介する等適切な措置を速やかに講じているか。	適	否	【Ⅱ237,832】 ・紹介の記録
4　受給資格等の確認 【施設条例8条、居宅条例12条(準用)、予防条例51条の5(準用)】 (1)　サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ①被保険者資格 ②要介護等認定の有無 ③要介護等認定の有効期間	適	否	【Ⅱ237,832】 ・施設サービス計画書 ・入所者に関する記録
(2)　認定審査会意見が記載されているときは、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。	適	否	
5　要介護等認定の申請に係る援助 【施設条例9条、居宅条例13条(準用)、予防条例51条の6(準用)】 (1)　要介護等認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは ①要介護等認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ②入所（利用）申込者の意思を踏まえ、代行申請を行うか、申請を促す。	適	否	【Ⅱ237,832】 ・入所者に関する書類
(2)　更新の申請は、有効期間満了の６０日前から遅くとも３０日前にはなされるよう必要に応じて援助しているか。	適	否	期間満了の60日前は規則39条
6　入退所 【施設条例10条】 (1)　入所対象に適した者であるか。	適	否	【Ⅱ238,832～833,1135～1136】
(2)　入所申込者の数が、入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。 なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。	適	否	・入所者に関する書類 ・入所指針 ・入所申込書 ・受付簿 ・入所順位名簿
(3)　入所に際して、入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握しているか。(本人・家族との面談等)	適	否	・入所検討委員会議事録 ［把握方法を確認］ ・協議に関する記録
(4)　居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により定期的に協議しているか。	適	否	・相談、助言、紹介等の記録
(5)　居宅での介護が可能と判断される場合、入所者及びその家族等の希望、退所後の環境等を勘案し、円滑な退所のため必要な援助を行っているか。	適	否	・情報提供の記録 (2)は0807004号通知
(6)　安易に施設側の理由により退所を促すことのないように留意しているか。	適	否	(2)なお書、(6)は43号通知
・退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図っているか	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
(7)　入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。	適	否	
7　サービスの提供の記録			
【施設条例11条､居宅条例20条(準用)、予防条例51条の13(準用)】			【Ⅱ239,863,1138】
(1)　入退所の記録を被保険者証に記載しているか。 記載事項　①入所年月日 ②入所施設の種類及び名称 ③退所年月日	適	否	・入所者に関する書類
(2)　利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に提供日及び内容が記録されているか。	適	否	・サービス計画書
・保険給付の額は記載されているか。	適	否	
・その他必要な事項は記載されているか。	適	否	
(3)　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適	否	37号省令139条の2第2項､39号省令37条2項､35号省令141条2項
8　利用料等の受領			
【施設条例12条､居宅条例154条、予防条例136条】			
(1)〔法定代理受領サービスに該当する場合〕			【Ⅱ239～240,834～835,1136】
・１割、２割又は３割相当額の支払を受けているか。 （※旧措置入所者の特例あり）	適	否	・運営規程 ・サービス計画書
(2)〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕			
・10割相当額の支払を受けているか。	適	否	・領収証控
・施設サービス（居宅介護サービス）費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。	適	否	・送迎日誌
(3)〔居住費・食費〕			419号告示
・利用者と施設の契約の内容に沿って適正な契約が行われているか。	適	否	
・居住費は居住環境に応じて適切に設定されているか。	適	否	
・居住費の設定に当たっては、施設の建設費用（修繕・維持管理費用等を含み、公的助成の有無も勘案）が勘案されているか。また、近隣の類似施設の平均的水準とかけ離れていないか。	適	否	
・食費の設定に当たっては､｢食材料費｣+｢調理費｣相当として適切に設定されているか。	適	否	
・居住費・食費が「特別な室料」と「特別な食費」と明確に区分されているか。	適	否	
(4)〔特別な室料・特別な食費の支払を受けている場合〕			123号告示
・特別な居室・特別な食事の提供に係る基準等に沿って適正な契約が行われているか。	適	否	
・特別な居室の施設、設備等が利用料のほかに特別な居室の提供及び特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けるのにふさわしいものであるか。	適	否	
・特別な居室・食事の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われているか。	適	否	
(5)〔その他の費用の支払を受けている場合〕			
①　実施地域以外の利用者から送迎に要する費用の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。	適	否	運営規程は37号省令137条､39号省令23条､35号省令138条
②　理美容代の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
③・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払を受けることができないもの（保険給付の対象となっているサービス）はないか。	適	否	③は54号通知、法律48条
・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けていないか。	適	否	25号通知第3-1-3(11)、43号通知第4-8
・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。（積算根拠は明確にされているか。）	適	否	54号通知
・「預り金の出納管理に係る費用」の支払を受ける場合は、厚生省通知の要件を満たしているか。	適	否	
(6)　(1)から(5)までの支払を受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ入所者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。	適	否	54号通知別紙(7)③
・上記の同意は、文書に入所者等の署名を受けることにより行っているか。	適	否	(1)～(4)は37号省令127条5項、39号省令9条5項、35号省令135条5項
・「その他日常生活費」とは区分される費用についても同様の取扱いとしているか。	適	否	
(7)・利用料等の支払を受けた都度、領収証を交付しているか。	適	否	(5)は75・122号通知
・「預り金」による精算を実施している場合についても、同様の領収証及び出納の内訳を示す文書を交付しているか。	適	否	法律41条8項、48条7項、53条7項、規則65条、82条、85条、消費税法6条1項、別表第一7号イ、消費税法施行令14条の2第1項
・課税の対象外に消費税を賦課していないか。	適	否	
(8)・領収証については、保険給付に係る１割、２割又は３割負担部分と保険給付対象外のサービス部分（個別の費用ごとに明記したもの）に分けて記載しているか	適	否	
9　補足給付			
(1)　利用者負担第１段階から第３段階に属する入所者について、「介護保険負担限度額認定証」の提示を受け確認を行っているか	適	否	【Ⅲ975～985】
(2)　利用者負担第１段階から第３段階に属する入所者について、それぞれの負担限度額を超えて、居住費・食費を徴収していないか。	適	否	
10　保険給付の請求のための証明書の交付			
【施設条例13条、居宅条例22条(準用)、予防条例52条の2(準用)】〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕			【Ⅱ241,835,1136】
(1)　適切に内容（サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項）を記したサービス提供証明書を交付しているか。	適	否	・サービス提供証明書（控）
11　指定介護福祉施設サービス（指定短期入所生活介護）取扱方針			
【施設条例14条、居宅条例155条、予防条例144条】			【Ⅱ241～243,835～838,1136】
(1)　施設サービス計画（短期入所生活介護計画）に基づき入所者の処遇（日常生活に必要な援助）を妥当適切に行っているか。	適	否	・入所者に関する書類
(2)　施設サービス計画（継続し入所（概ね４日以上連続）する利用者については、短期入所生活介護計画）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	適	否	・処遇に関する日誌 ・施設ｻｰﾋﾞｽ計画書 ・行事、日課予定表
(3)　施設サービス計画（短期入所生活介護計画）の目標等処遇上必要な事項（サービスの提供方法等）について、理解しやすいように説明を行っているか。又どのような工夫をしているか。	適	否	(2)の概ね4日以上連続は25号通知
(4)　入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者等の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていないか。	適	否	・身体的拘束等に関する記録 (3)の目標等は25号通知、43号通知 身体拘束ゼロへの手引き

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
☆身体的拘束等禁止の対象となる具体的行為 ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレールで囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せたり、衣服を脱げないようにしてはいないか。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 ※その他、各施設において問題となっている事例を視察する。			
(5) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。また、入所者又は家族に説明し、同意を得ているか。	適	否	
(6) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用可）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。	適	否	
・身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	適	否	【条例独自基準】
・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	適	否	県施設通知別紙2
(7) 自ら行う評価に限らず、外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、客観的に提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適	否	県居宅等通知別紙 第二1(2)〈準用〉 第三1(4)〈準用〉
12 施設サービス（短期入所生活介護）計画の作成 【施設条例15条､居宅条例156条、予防条例144条】			【Ⅱ243,839～840,1139～1140】
(1) 施設サービス計画の作成に関する業務を介護支援専門員が行っているか。	適	否	〔作成方法等について確認〕
(2) 施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	適	否	・運営規程 ・職務分担表 ・入所者の能力、環境等を評価した書類
(3) 施設サービス計画の作成に当たっては、入所者が現に抱えている問題点や解決すべき課題を把握しているか。	適	否	・協議の記録 ・施設サービス計画の原案
(4) (3)に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適	否	・施設サービス計画書 (4)研鑽は43号通知
・計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
(5)　アセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。	適	否	
(6)　サービス担当者会議（入所者に対する施設サービスの提供に当たる医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、管理栄養士等、当該入所者の介護及び生活状況等に関係する担当者（以下(11)までにおいて「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置の活用についてその同意を得なければならない。	適	否	
(7)　施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。 　当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第１表及び第２表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）に示す標準様式を指す。）に相当するものを指すものである。 　また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得る（通信機器等の活用により行われるものを含む。）ことが望ましい。	適	否	43号通知第4-11
(8)　施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。	適	否	
(9)・施設サービス計画の作成後の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行っているか。	適	否	
・必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。	適	否	
(10)　(9)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ①　定期的に入所者に面接すること。 ②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適	否	
(11)　次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ①　入所者が要介護更新認定を受けた場合 ②　入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	適	否	
(12)　(9)に規定する施設サービス計画の変更についても、(2)から(8)までの規定を準用して行っているか。	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
＜短期入所生活介護＞			
(1)　継続して入所（概ね４日以上連続）する利用者について、管理者は、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成しているか。	適	否	・短期入所生活介護計画書 ・居宅サービス計画書
(2)　短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成されているか。 　なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適	否	(1)の概ね4日以上連続は25号通知第3-8-3(5)､第4-3-8(2) (2)のなお書は25号通知
(3)　管理者は、サービスの目標や内容等について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ているか。	適	否	
(4)　管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	適	否	
13　介　護			
【施設条例16条､居宅条例157条、予防条例146条】			【Ⅱ244,841～843,1140～1141】 ・施設サービス（短期入所生活介護）計画書 ・入所者台帳 ・入所者に関する書類 ・入浴に関する記録 ・介護・看護に関する記録 ・排せつに関する記録 ・勤務体制表 ・勤務に関する記録 (1)の人格は39号省令1条の2第2項､39条1項、25号通知､43号通知 (2)の括弧書は県例示 (3)のトイレ誘導や排せつ介助等､(4)の適したおむつ､排せつ状況を踏まえたおむつ交換 (4)の括弧書きは県例示 (5)括弧書は､43号通知
(1)・入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行っているか。	適	否	
・入所者の人格に十分配慮して行っているか。	適	否	
(2)・入浴は１週間に２回以上、適切な方法により実施しているか。 （個人別入浴予定日、時間の設定）	適	否	
・入所者に適応した入浴方法により実施しているか。 （特別浴槽入浴、介助浴等）	適	否	
・入浴前に健康チェックを行っているか。	適	否	
・入浴が困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めているか。	適	否	
(3)　排せつの自立についてトイレ誘導や排せつ介助等必要な援助を行っているか。	適	否	
(4)・入所者に適したおむつを提供しているか。	適	否	
・おむつ交換は、入所者の排せつ状況を踏まえて実施しているか。（夜間のおむつの交換回数等）	適	否	
(5)・褥瘡の予防のための体制を整備しているか。	適	否	
・介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有しているか。	適	否	
・日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させているか。 例えば、 ①　当該施設における褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。 ②　当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。 ③　医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 ④　当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。 ⑤　介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。 また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。	適	否	
(6)　離床、着替え、整容など入所者の心身状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。	適	否	
(7)・常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。	適	否	
・夜間を含め適切な勤務体制を定めているか。 ２以上の勤務体制を組む場合は、各々において常時１人以上の常勤の介護職員を配置	適	否	
(8)　入所者の負担により、付添など雇用させていないか。	適	否	(8)の付添は県例示

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
14　食　事 【施設条例17条、居宅条例158条、予防条例147条】			
(1)　栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	適	否	【Ⅱ244～245,842,1141】
(2)　可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。	適	否	・献立表 ・嗜好に関する調査
(3)　食事は、適切な時間に提供されているか。夕食は、午後５時以降となっているか。(午後６時以降とすることが望ましい。)	適	否	・残食(菜)の記録 ・業者委託の場合契約書
(4)・調理は、あらかじめ作成された献立表に従っているか。	適	否	
・実施状況が明らかにされているか。	適	否	・検食に関する記録
(5)　病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けているか。	適	否	・委託契約書 ・給食会議議事録
(6)　業務の委託を行っている場合は、管理者が業務上必要な注意を果たし得る体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されているか。 ☆施設が自ら実施すべき業務 ①栄養管理（給食委員会の運営、献立表作成基準の作成、献立表の確認、食数の注文・管理、食事箋の管理、嗜好調査等の企画・実施、検食の実施・評価など） ②調理管理（作業仕様書の確認、管理点検記録の確認など） ③材料管理（食材の点検、食材の使用状況の確認） ④施設等管理（調理加工施設の設置・改修、使用食器の確認） ⑤業務管理（業務分担・従業者配置表の確認） ⑥衛生管理（衛生面の遵守事項の作成、衛生管理簿の点検・確認、緊急対応を要する場合の指示） ⑦労働衛生管理（健康診断実施状況等の確認）	適	否	(3)の時間、(4)～(9)は25号通知、43号通知保護施設等における調理業務の委託についてS62.3.9社施38号厚生省社会局長・児童家庭局長通知
(7)　居室関係部門と食事関係部門の連携が十分取られているか。	適	否	
(8)　入所者へ十分な栄養食事相談を行っているか。	適	否	
(9)　食事の内容については、医師又は栄養士若しくは管理栄養士を含む給食会議において検討を加えられているか。	適	否	
(10)　地域の旬の食材を活用し、季節や行事等に応じた食事を提供するよう努めているか。	適	否	【条例独自基準】 県施設通知別紙3 県居宅等通知別紙 第二8(4) 第三6(6)
15　相談及び援助 【施設条例18条、居宅条例161条、予防条例150条】			【Ⅱ245,843,1142】
(1)　常に入所者又はその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行い得る体制をとっているか。	適	否	・入所者に関する書類、相談簿等 【条例独自基準】
【施設条例19条、居宅条例155条、予防条例145条】 (2)　認知症、障害等により判断能力が不十分な入所者等に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入所者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、入所者等が成年後見制度を紹介することができるよう支援に努めているか。	適	否	県施設通知別紙5 県居宅等通知別紙 第二1(3)〈準用〉 第三1(5)〈準用〉
16　社会生活上の便宜の提供等 【施設条例19条、居宅条例162条、予防条例151条】			【Ⅱ245,843,1142】 【条例独自基準】
(1)・教養娯楽設備等を備えているか。	適	否	県施設通知別紙4
・入所者１人１人の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を与えているか。	適	否	県居宅等通知別紙 第二8(5)
(2)・郵便、証明書等の交付申請手続等、必要に応じた代行を原則としてその都度同意を得て実施しているか。	適	否	第三6(7) ・設備台帳等
・金銭に係るものは、事前に書面等により同意を得ているか。また、代行後はその都度確認を得ているか。	適	否	・事業計画(報告)書

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
(3)・入所者の家族との連携、入所者とその家族との交流等の機会の確保(会報の送付、行事参加の呼びかけ等)に努めているか。	適	否	・代行取扱の要領 ・同意に関する記録
・面会場所、時間の設定等は適切であるか。	適	否	・確認を得た文書
(4)　入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。 入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めているか。	適	否	・入所者に関する書類 ・面会記録 (2)は同意を得て代行のみ39号省令、(2)の他の部分、(3)の括弧書、面会場所、時間、(4)の括弧書は43号通知
17　機能訓練 【施設条例20条、居宅条例159条、予防条例148条】			【Ⅱ245,843,1141】
(1)・入所者の心身の状況等に応じて、適切な機能訓練を実施しているか。	適	否	・訓練に関する記録 ・訓練に関する日誌
・日常生活の中での機能訓練、レクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練についても配慮しているか。	適	否	日常生活の中は25号通知、43号通知
18　栄養管理 【施設条例20条の2】			※特養のみの基準
(1)　入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	適	否	
19　口腔衛生の管理 【施設条例20条の3】			※特養のみの基準
(1)　入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。	適	否	
20　健康管理 【施設条例21条、居宅条例160条、予防条例149条】			【Ⅱ245,845,1142】
(1)　医師・看護職員は常に入所者の健康管理に努め、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。	適	否	・看護に関する日誌 ・入所者に関する文書
21　入所者の入院期間中の取扱い 【施設条例22条】			【Ⅱ845】
(1)・退院予定時期について入院先の主治医に確認等しているか。	適	否	・入所者に関する書類
・入院後概ね３月以内に退院することが見込まれる場合、円滑に再入所できるようにしているか。	適	否	・診断書等
(2)　短期入所生活介護事業等に利用する場合、再入所を考慮したベッド利用となっているか。	適	否	・短期入所に係るベット利用計画書 ・入院者の名簿 (1)主治医確認、(2)は43号通知
22　入所者に関する市町村への通知 【施設条例23条、居宅条例27条(準用)、予防条例52条の3(準用)】			【Ⅱ245,845,1138】
(1)　入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示等に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	適	否	・市町村に送付した通知

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
②　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。			
23　緊急時等の対応 【施設条例23条の2、居宅条例163条、予防条例138条】			
(1)　介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めているか。	適	否	
(2) 上記対応方針について、1 年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて変更しているか。	適	否	
(3)　短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適	否	
24　管理者による管理 【施設条例24条､居宅条例150条、予防条例131条】			【Ⅱ233､846,1133】 ・組織図
(1)　管理者は専ら当該施設の職務に従事する常勤者か。 ただし、以下の場合で当該施設の管理上支障がない場合は、他の職務を兼ねることができる。	適	否	・職務分担表 ・運営規定
①当該施設の従業者としての職務に従事する場合			【Ⅱ246,846,1138】 ・組織図
②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定介護老人福祉施設の入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合			・業務日誌、業務報告書等 【Ⅱ846】
③サテライト型居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合			
25　管理者の責務 【施設条例25条､居宅条例56条(準用)、予防条例54条(準用)】			
(1)　管理者は当該施設の従業者の管理､利用の申込みに係る調整､業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適	否	
(2)　管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適	否	
26　計画担当介護支援専門員の責務　【施設条例26条】 計画担当介護支援専門員は、「12　施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	適	否	
①　入所申込者の入所に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。			
②　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。			
③　その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に			

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 ④　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 ⑤　身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ⑥　苦情の内容等を記録すること。 ⑦　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。			
27　運営規程 【施設条例27条、居宅条例164条、予防条例157条】 (1)・運営規程に次に掲げる重要事項の内容が記載されているか。 ①　施設（事業）の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 ③　入所（利用）定員 ④　入所者に対する指定介護福祉施設サービス（指定短期入所生活介護）の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤　施設(事業所)の（サービス）利用に当たっての留意事項 ⑥　緊急時等における対応方法 ⑦　非常災害対策 ⑧　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨　その他施設(事業所)の運営に関する重要事項 （入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。）	適	否	【Ⅱ246～247,847,1137】 ・運営規程 ⑨の括弧書は25号通知、43号通知
28　勤務体制の確保等 【施設条例28条、居宅条例108条(準用)、予防条例121条の2(準用)】 (1)　適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか。 (2)・勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。(勤務計画が作成されているか。) ・必要事項（従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、介護職員、看護職員等、機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等）が記載されているか。 (3)・当該施設事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。 ・調理、洗濯、清掃等業務委託を行っている場合、その内容は	適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否	【Ⅱ247～249,847～849,1138】 ・就業規則 ・勤務表 ・業務委託契約書 ・研修計画出張命令 ・研修会資料 ・研修受講修了証 (2)、(3)の調理、洗濯、清掃等は25号通知、43号通知

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
適切か。			
(4)　従業者の資質向上のため、内部の研修会や他で実施される研修会に参加させているか。	適	否	(4)の内外の研修会は43号通知
(5)　全ての従業者（一定の有資格者等を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じているか。	適	否	
(6)　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適	否	
29 業務継続計画(BCP)の策定等　(準用)　(準用) 【施設条例28条の2、居宅条例32条の2、予防条例55条の2の2】			
(1)　感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。	適	否	
(2)　従業者に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	適	否	
(3)　定期的に当該計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。	適	否	【Ⅱ249～250、849～851、1137】 ・入所者名簿 ・緊急性を判断するに際しての記録
30　定員の遵守 【施設条例29条、居宅条例165条、予防条例140条】			
(1)　入所定員及び居室の定員は守られているか。	適	否	
・定員超過利用のやむを得ない事情			③～⑤は27号告示
①　災害			
②　虐待			
③　老人福祉法により市町村が行った措置による場合			⑤は77･123号通知
④　入院者が当初予定より早期に再入所が可能となり、その時点で満床であった場合（空床型短期利用を含む）			
⑤　近い将来本体入所が見込まれる者が家族の急遽入院等事情を勘案して入所することが適当と認められる場合			
（③～⑤は一時的・特例的な取扱いであり速やかに超過を解消する必要がある。）			25号通知
・利用者の状況や利用者の家族等の事情			
①　居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行っているか。	適	否	
②　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
短期入所生活介護を受けることが必要と認めている利用であるか。			
③　居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であるか。	適	否	
④　当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められるか。	適	否	
⑤　当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は７日（家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合14日）までとしているか。	適	否	
⑥　利用定員を超えて受け入れる利用者数は、１人（利用定員が40人未満である場合）又は２人まで（利用定員が40人以上である場合）としているか。	適	否	
31　非常災害対策			【Ⅱ251,851,1138】
【施設条例30条、居宅条例110条(準用)、予防条例121条の4(準用)】			・消防計画
(1)・非常災害に関する具体的な計画があるか。	適	否	・訓練記録
具体的な計画とは、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画のことで、土砂災害危険箇所等、施設（事業所）の立地環境に見合った計画が求められる。			・消防署の検査記録 具体的な計画(土砂災害危険箇所等は県例示)、消防団や地域住民との連携、防火管理者は25号通知43号通知
・以下のことについて計画（消防計画以外）に盛り込んでいるか。			
①施設（事業所）の立地条件	適	否	
②情報の入手方法	適	否	
③災害時の連絡先及び通信手段	適	否	
④避難を開始する時期・判断基準	適	否	年2回以上の実施は消防法施行規則3条10項
⑤避難場所	適	否	
⑥避難経路	適	否	
⑦避難方法	適	否	
⑧災害時の人員体制・指揮系統	適	否	
⑨関係機関との連絡体制	適	否	
・火災等の災害時の通報体制を職員に周知徹底しているか。	適	否	
・日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。	適	否	
・消防法等に基づいて、年２回以上、消火訓練及び避難訓練を行っているか。	適	否	
・消防計画の策定及び消防業務の実施は、防火管理者が行っているか。	適	否	
(2)　非常災害時の実効性のある具体的な計画を立てているか。			【条例独自基準】 県施設通知別紙7
・入所者の状態を踏まえているか。	適	否	
・所在地の地理的実情（津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等）を踏まえているか。	適	否	県居宅等通知別紙 第二6(4)〈準用〉 第三5(2)〈準用〉
・想定される災害の種類別（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）に計画を立てているか。	適	否	
・災害の規模(地域全体か、施設の一部か等)や被害の程度(ライフラインが１週間前後で復旧される場合、施設(事業所)内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた計画か。	適	否	
(3)　(2)の計画に従い、実施の非常災害に対応できる実効性の高い	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
避難又は救出に係る必要な訓練をしているか。			
(4)　市町村、地域住民及び医療や福祉に関わる他の事業所等と連体制整備に努めているか。	適	否	
(5)　訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	適	否	
(6)　非常災害時には、地域の高齢者、障害者、乳幼児等に特に配慮を要する者を受け入れる等支援に努めているか。	適	否	
32　衛生管理等 【施設条例31条､居宅条例111条(準用)、予防条例140条の2(準用)】			Ⅱ1357,251～253,851～854,1137～1138】
(1)・調理及び配膳に伴う衛生管理は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適	否	・受水槽清掃記録 ・医薬品等の管理簿
(2)　食事の提供に使用する食器等の消毒は適正に行われているか。	適	否	・定期消毒の記録
(3)・入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生管理をしているか。	適	否	・衛生マニュアル ・食中毒防止等の記録等
・医薬品、医療用具は清潔な状態に保たれ、かつ、保守管理が十分に行われているか。	適	否	・指導等の記録
(4)　感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じているか。	適	否	・委員会の記録
(5)・感染症及び食中毒の発生を防止するための措置として、保健所と常に密接な連携に努め、助言指導を受けた場合は適切に改善を行っているか。	適	否	・指針 ・研修の記録
・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	適	否	(1)､(2)､(7)の平常時の対策､発生時の対応､研修プログラム､年2回､新規採用時は43号通知
(6)　空調設備等により施設(事業所)内の適温の確保に努めているか。	適	否	
(7)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、幅広い職種により構成する感染対策委員会（事故防止検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。テレビ電話装置等活用可）をおおむね３月（短期はおおむね６月）に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。	適	否	(5)､(6)は25号通知、43号通知
(8)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	適	否	
(9)　介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。	適	否	特養：年２回以上 短期：年１回以上
33　協力医療機関等 【施設条例32条、居宅条例163条(準用)、予防条例138条(準用)】			【Ⅱ260,854～855,1138】
(1)　入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の①～③に掲げる要件を満たす協力医療機関（③の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めているか。 ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより①～③の要件を満たすこととしても差し支えない。	適	否	・掲示板 ・契約書 緊急時対応マニュアル (2)近距離は25号通知､43号通知 休日､夜間の受入体制等は県例示
①入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ② 当該指定施設からの診療の求めがあった場合において診療を			３年間の経過措置が設けられており、令和９年３月３１日

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
行う体制を、常時確保していること。 ③入所者の病状が急変した場合等において、当該指定施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。			までの間は、努力義務とされていますが、経過措置期限を待たず、連携体制を構築することが望ましい。
(2) 一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、届け出ているか。	適	否	
(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。	適	否	
(4) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	適	否	
(5) 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者が退院が可能となった場合においては、再び当該指定施設に速やかに入所させることができるように努めているか。	適	否	
(6) 入所者の口腔衛生の観点から、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	適	否	
34　掲示等　〔掲示場所確認〕 【施設条例33条､居宅条例34条(準用)、予防条例55条の4(準用)】 (1)・重要事項を施設の見やすい場所に掲示又は備え付けしているか。(記載事項、文字の大きさ、掲示方法等) ・掲示事項は全て掲示又は備え付けされているか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③協力病院 ④利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ⑤苦情に対する措置の概要 ⑥入所指針	適	否	⑤は別規定 ⑥は1212第1号通知
(2)重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ・経過措置：令和７年４月１日から義務化	適	否	
35　秘密保持等 【施設条例34条､居宅条例35条(準用)、予防条例55条の5(準用)】			
(1)　入所者のプライバシーに係る記録を適切に管理しているか。	適	否	
(2)　秘密保持のため、必要な措置を講じているか。(例えば、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。)	適	否	【Ⅱ254,856,1138】
(3)・サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、あらかじめ入所者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がなされ、文書又は電磁的方法（相手方の承諾を得ている場合に限る。）による同意を得ているか。	適	否	・就業時の取り決め等の記録 ・入所者（家族）の同意に関する記録
(4)・サービス担当者会議など部外で、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書又は電磁的方法（相手方の承諾を得ている場合に限る。）によって得ているか。	適	否	・実際に使用された文書等(会議資料等) (2)の括弧書は25号通知､43号通知 (3)特養、(4)短期

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
36　広　告 【施設条例35条、居宅条例36条(準用)、予防条例55条の6(準用)】 (1)・誤解を与えるような紛らわしい表現はないか。(誇大) ・広告のサービスが運営規程等と整合しているか。(虚偽)	 適 適	 否 否	
37　居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 【施設条例36条、居宅条例37条(準用)、予防条例55条の7(準用)】 (1)　居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、施設を紹介すること(特定の事業者によるサービスを利用させること)の対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	 適	 否	【Ⅱ254,856,1138】 ・ポスター ・パンフレット
38　苦情処理 【施設条例37条、居宅条例38条(準用)、予防条例55条の8(準用)】 (1)・苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ・相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設(事業所)に掲示し、かつウエブサイトに掲載しているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 (2)　苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。 (3)　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (4)　市町村の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 (5)　市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。 (6)　国保連の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 (7)　国保連からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。	 適 適 適 適 適 適 適 適	 否 否 否 否 否 否 否 否	【Ⅱ254～255,857,1138】 【Ⅱ255,857,1138】 〔苦情処理方法について具体的な方法及び過去１年間の苦情の状況を確認〕 ・苦情に関する記録 ・苦情処理マニュアル ・掲示物 ・指導等に関する記録 (3)は25号通知、43号通知
39　地域との連携等 【施設条例38条、居宅条例39条(準用)、予防条例55条の9(準用)】 (1)　地域住民又はその他自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 (地域の自治会との交流、ボランティアの受け入れ等) (2)　入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	 適 適	 否 否	【Ⅱ255,857,1138】 ・地域交流に関する記録 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録 (1)の括弧書は県例示
40　事故発生の防止及び発生時の対応 【施設条例39条、居宅条例40条(準用)、予防条例55条の10(準用)】 (1)　介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針を定めた事故発生の防止のための指針を整備しているか。 (2)　介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるために、事実の報告その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制が整備されているか。	 適 適	 否 否	【Ⅱ256,857～859,1138】 ・指針 ・連絡体制図 ・事故記録

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
(3)　介護事故発生の防止及び再発防止のため、幅広い職種により構成する事故防止検討委員会（感染対策委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催しているか。	適	否	・研修の記録 (3)の幅広い職種により構成、(5)の研修プログラム、年2回以上は43号通知 (4)令和6年3月31日までは努力義務
(4)　(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	適	否	
(5)　指針に基づいた介護事故発生の防止及び再発防止のための研修プログラムを作成し、年２回以上定期的に開催しているか。また、新規採用時には必ず開催しているか。	適	否	
(6)　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。 （市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対する連絡体制）	適	否	(6)、(10)は25号通知
(7)　事故が発生した場合、市町村、家族、居宅介護支援事業者等への連絡等必要な措置を講じているか。	適	否	
(8)　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適	否	
(9)　賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。	適	否	
(10)　事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。	適	否	
41　虐待の防止　　（準用）　　（準用） 【施設条例39条の2、居宅条例40条の2、予防条例55条の10の2】 (1)虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底すること。 ②虐待の防止のための指針を整備すること。 ③介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④前記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適	否	【Ⅱ257～259,859～962,1138】
42　会計の区分 【施設条例40条、居宅条例41条(準用)、予防条例55条の11(準用)】 (1)・事業所ごとの区分か。	適	否	・会計関係書類
・指定介護老人福祉施設（指定短期入所生活介護事業）の会計は独立した一つの会計の区分となっているか。	適	否	
(2)　指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針に沿った会計処理となっているか。	適	否	(2)は8号通知
43　記録の整備 【施設条例41条、居宅条例167条、予防条例142条】 (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適	否	【Ⅱ260,863,1138】 ・従業者に関する名簿、履歴書等
(2)　入所者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
① 施設サービス（短期入所生活介護）〔介護予防短期入所生活介護〕計画 ② 施設条例11条2項(居宅条例20条〈準用〉)〔予防条例51条の13･2項〈準用〉〕に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 施設条例14条5項(居宅条例155条5項)〔予防条例137条〕に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 施設条例23条(居宅条例27条〈準用〉)〔予防条例52条の3〈準用〉〕に規定する市町村への通知に係る記録 ⑤ 施設条例37条2項(居宅条例38条2項〈準用〉)〔予防条例55条の8･2項〈準用〉〕に規定する苦情の内容等の記録 ⑥ 施設条例39条3項(居宅条例40条2項〈準用〉)〔予防条例55条の10･2項〈準用〉〕に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			【条例独自基準】 県施設通知別紙8 県居宅等通知別紙 第二1(5)〈準用〉 第三1(3)〈準用〉

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
第５　変更の届出等			
【法律75条、89条、115条の5、規則131条、135条、140条の19】 開設者の住所等に変更があったときは、10日以内に、その旨を届出ているか。	適	否	・変更届書類
第６　介護給付費の算定及び取扱い			
1　基本的事項			【Ⅰ130,870,1106】 ・施設サービス（短期入所生活介護）計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・給付管理表 ・サービス提供票・別票
(1)　介護給付費単位数表により適切に算定しているか。	適	否	
(2)　地域区分は適切か。	適	否	
(3)　端数処理は適切か。	適	否	
2　介護福祉施設サービス（短期入所生活介護費） 介護福祉施設サービス費及び旧措置入所者介護福祉サービス費（短期入所生活介護費）			【Ⅲ665,667～669,690～692,702,706～707,716～717,719～721,729～732】 【Ⅰ338～,877～,1195～】 ・施設サービス（短期入所生活介護）計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・給付管理表 ・届出書(写) ・緊急性を判断するに際しての記録
(1)　施設基準に従い、入所者の要介護状態区分に応じて適切に算定しているか。	適	否	
(2)　特例利用（指定短期入所生活介護事業所の空床を利用した指定介護福祉施設サービスの提供）がある場合適切に算定されているか。	適	否	
(3)　月平均の入所者の数(小数点以下切り上げ)が運営規程に定められている入所定員を超えている場合又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が基準を満たしていない場合は、70/100で算定しているか。	適	否	
3　従来型個室の経過措置等			【Ⅰ362,900,1211】
従来型個室については、従来の実態等を勘案して経過措置が適正に講じられているか。	適	否	
(1)　既入所者への経過措置適用に関し、対象者の範囲は適正か。 対象者の範囲：従来型個室の既入所者のうち、過去１月間（従来型個室に入所している期間が１月に満たない時は、当該入所期間）にわたり、特別な室料を支払っていない者	適	否	・医師の診断書等
(2)　新規入所者への経過措置適用に関し、対象者の範囲は適正か。 対象者の範囲： ①　感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間（30日以内）個室の入所が必要な場合（医師の判断が必要） ②　居住する居室の面積が10.65㎡以下である者 ③　著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れが高く、個室以外での対応が不可能である者（医師の判断が必要）	適	否	

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
(3)　経過措置等を講じた場合の利用者負担等は適正になされているか。 介護報酬　：多床室と同額の報酬を適用 利用者負担：室料(利用者負担第1~3段階については補足給付)＋光熱費相当 特別な室料：支払を求められない。	適	否	
4　連続した利用 (1)　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合に、31日以降について短期入所生活介護費を算定していないか。	適	否	【Ⅰ361,1211】

その他の点検事項

確　認　事　項	適	否	根拠・確認書類
第１　業務管理体制 (1)業務管理体制整備に関する届出を行っているか。 ・いつ行ったか。(　　年　　月　　日)	適	否	法第115条の32 【Ⅱ1382】 ・業務管理体制届出書
(2)届け出ている場合、法令遵守責任者名が従業者に周知されているか。	適	否	
第２　介護サービス情報の公表 (1)当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。 ・いつ行ったか。(　　年　　月　　日)	適	否	法第115条の35 ・介護サービス情報公表システム
(2)当該年度に報告内容に変更があった場合、修正の入力を行っているか。 ・いつ行ったか。(　　年　　月　　日) ※令和６年度から財務状況の分かる書類(貸借対照表、損益計算表、キャッシュフロー計算書等)の公表が必要	適	否	
(3)介護サービス事業者の経営情報の報告 ・毎会計年度終了後３月以内に、介護サービス事業者経営情報データベースシステムの入力を行っているか。	適	否	